

## 少子化対策に関する提言

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 子ども・子育て新システムについて

(1) 「子ども・子育て新システム」の制度化に当たっては、国の責任において確実に財源を確保するとともに、地域の実情に応じた施策が展開できるよう都市自治体の裁量に委ねること。

特に、国と地方の役割分担や費用負担のあり方等については、国と地方の協議の場等において、実施主体となる都市自治体の意見を十分尊重したうえで制度設計を行うこと。

(2) すでに都市自治体は地域の実情に応じた様々な子育て施策を推進していることを踏まえ、全国一律の現金給付と保育サービスをはじめとする子育て関係経費（現物給付）とのバランスにも十分配慮すること。

2. 都市自治体が少子化対策を効果的に展開できるよう、次世代育成支援対策交付金等について、交付要件を地域の実態に即した水準に改善するとともに、その総額を確実に確保すること。

3. 安心こども基金について、平成 24 年度以降も継続し、一層充実した財政措置を講じること。

### 4. 子ども手当について

(1) いわゆる「つなぎ法」失効後の制度については、国の責任において、早急にその姿を示すとともに、国と地方の協議の場等において、国と地方の信頼関係に基づき、真に実効ある協議を行ったうえで制度設計すること。

(2) 現金給付である子ども手当については、システム整備等の事務費や人件費を含め、全額国庫負担とするとともに、都市自治体の事務負担を極力軽減すること。

また、保育料、給食費等の未納問題に対応するため、公平・公正の観点から、必要に応じて子ども手当を未納の保育料等の徴収すべき子育て関係費用に充て

ることができるよう法律に明記すること。

- (3) 税制改正による地方の増収分については、これが一般財源であることに鑑み、その用途を国が事実上強要することはあってはならず、都市自治体がこれまで実施してきた各種子育て支援策の更なる充実・発展等に自主的に充てることなどを含め、地方の裁量に委ねるべきであること。

## 5. 少子化に関する国民意識を高めるため、更なる啓発活動を行うこと。

## 6. 保育対策について

- (1) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営費等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、一時預かり、事業所内保育等を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

- (3) 保育所徴収金基準額について、保護者・自治体の負担や地域の実態を考慮しつつ、保育料の無料化対象を拡大するなど、子育て家庭の負担軽減を図ること。
- (4) 保育所統合により廃所となった施設の活用・解体費用について、財政支援措置を講じること。
- (5) 保護者負担の公平性等を確保するため、口頭や文書による徴収事務を認可私立保育所へ委託できるよう児童福祉法等の改正を図ること。
- (6) 幼保一体化の制度設計に当たっては、地域の実情に応じた施策を実施できるようにするとともに、都市自治体に新たな負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

特に、こども園については、地域の実情や利用者のニーズに応じた制度とするため、都市自治体に裁量権を与えること。

## 7. 放課後児童対策等について

- (1) 「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子ども教室推進事業」について、一体的に推進できる体制を整備するとともに、運営実態にあわせた財政措置の拡充を図ること。

また、両事業に参加する児童やスタッフを対象とした傷害保険制度等を創設すること。

- (2) 現行の「放課後児童健全育成事業」について、十分な財政措置を講じるとともに、障害児受入れや補助基準の基準開設日数・児童数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するなど、放課後児童対策の更なる充実を図ること。
- (3) 児童の安全確保及び適正規模による児童厚生施設等の運営のため、施設の創設時だけでなく、建替え時等においても児童厚生施設等整備費補助金の補助対象とすること。

8. 児童扶養手当における所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、給付費の地方負担に対して、十分な財政措置を講じること。

また、児童扶養手当と公的年金の併給の在り方について、関係機関の連携や子育て支援の視点等を踏まえ検討すること。

9. 父子家庭についても、「母子及び寡婦福祉貸付金」の対象とするなど、父子家庭も含めたひとり親家庭に対する施策の充実を図るとともに、所要の財源措置を講じること。

10. 母子家庭自立支援給付金事業について、十分な財政措置を講じること。また、高等技能訓練促進費については、平成24年度以降も継続すること。

11. 児童虐待の防止対策を推進するため、加害者への更生プログラムの義務付けをはじめ、児童の迅速な安全確認のため必要な情報提供の義務化や現行の手続きの見直し等について、関係法令の整備を含む必要な措置を講じること。また、都市自治体の実態に応じた支援策を講じるとともに、財政措置の拡充を図ること。

12. 子どもの医療費無料化制度を創設すること。

13. ひとり親家庭及び寡婦に対する医療費助成制度を創設すること。

14. 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、恒久的な制度とすること。

15. 出産育児一時金について、平成 22 年度の国庫負担割合を維持すること。
16. 経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象とする入院助産制度の助産施設に、診療所を加えること。
17. 東日本大震災関係について
  - (1) 震災により通常どおりの保育所運営ができなかったことに伴う保育所保育料の減免の取扱いについて、国の指針を示すこと。

また、被災地から転入した児童を受け入れる保育所については、人的配置が必要であることから、これに係る支援措置を講じるとともに、避難元の保育所に在籍のまま、休所扱いで広域入所対応とすること。
  - (2) 被災した保育所等の児童福祉施設について、復興に向けた全面的支援を早期に講じるとともに、24 時間即応体制を確保するため、災害時における非常用発電設備・給水設備等の整備に係る財政的支援を含めた対応策を講じること。